ハーモニータウン地区地区計画について

名 称 ハーモニータウン地区地区計画

位 置 津市上浜町四丁目及び上浜町五丁目地内

面 積 約17.0ha

地区計画の目標

当地区は、最寄り駅である近鉄江戸橋駅から約0.2kmに位置し、近鉄 名古屋線とJR紀勢本線に囲まれた工場跡地において宅地開発が行なわれ、低層住宅地として土地利用が転換されたため、地区計画の策定により建築物の用途混在を防止し、快適な住環境を確保することを目標とする。

土地利用の方針

良好な住宅市街地の形成を図るため、2つの地区を設定し、計画的に土地利用を図る。

- ① 低層住宅専用地区・・・戸建て住宅地として良質な低層住宅地とする。
- ② 低層住宅地区・・・・戸建て住宅を主として現状の土地利用に即した低層住宅地とする。

地区施設の整備方針 宅地開発事業により道路・公園等の地区施設が配置されており、その機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。

建築物等の整備方針 建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、快適な住環 境の形成を図る。

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限

建築基準法別表第2に掲げる次の建築物以外は、建築してはならない。

①低層住宅専用地区

- 1) 別表第2(い) 第一号
- 2) 別表第2(い) 第二号
- 3) 別表第2(い) 第四号
- 4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第百三十条の五で定めるものを除く。)

②低層住宅地区

- 1) 別表第2(い) 第一号
- 2) 別表第2(い) 第二号
- 3) 別表第2(ろ)第二号のうち学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第百三十条の五で定めるものを除く。)

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度(建ペい率)

6/10

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率)

10/10

建築物等の高さの最高限度

高さ10m

